

法定外公共物にかかる機能有無の申請にあたって

国が所有する法定外公共物の売払いを希望する場合、事前に国有地境界を確定する必要があります。国が、売払い前提の境界確定申請を受理するにあたっては、当該法定外公共物を売り払うことについて、周辺住民への不利益や地方公共団体への二重譲渡などのリスクがあることから、法定外公共物としての機能を喪失しており、地方公共団体への譲与対象地でないことを公的に証する文書の添付を求めています。

この公的証明を、地方公共団体から取得するための申請が「法定外公共物にかかる機能有無の申請」です。ついては、申請書提出にあたり、事前に以下の確認をお願いします。

① 売払いを希望する土地が法定外公共物であること

登記されている土地については、法定外公共物でない可能性があります。

売払いを希望する土地が登記されている場合は、登記簿を確認してください。

（ちなみに、物納財産は法定外公共物ではありません。）

また、ここで言う法定外公共物とは、国土交通省が所管していた国有地で、一括用途廃止により財務省に引き継がれた国有地を指します。

このため、国有畦畔等、当初から財務省の所管する国有地は対象外となります。

② 法定外公共物が確かに存在すること

公図の接合部や字界、民有畦畔などを法定外公共物と誤認する場合があります。

旧公図に法定外公共物であることを示す着色があるか確認してください。

法定外公共物でない可能性が認められる場合は、関東財務局東京財務事務所の所管部署にその旨連絡し、機能有無の証明が不要であることを確認してください。

また、法定外公共物の存在について疑義がある場合は、関東財務局東京財務事務所または新宿区の所管部署までご相談ください。

【連絡先】

- ・ 東京財務事務所(第2)統括国有財産管理官 03-5842-7021
- ・ 新宿区みどり土木部土木管理課用地係 03-5273-3848